

7月開校 東南村山地区会場



受講生
募集!

OAシステム科

あなたの再就職を応援します!!

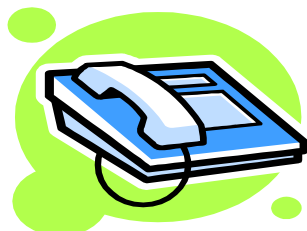
パソコンの基本スキルやデータベースの基礎習得に加え、ビジネスマナーやコミュニケーション能力等、実務において即戦力となることを目標に、必要な知識を学びます。

< 取得目標資格 >

日商PC検定 文書作成3級、日商PC検定 データ活用3級・2級
サーティファイ認定 Access ビジネスデータベース技能認定試験3級

訓練期間	平成23年7月5日(火)～平成23年10月4日(火) 3ヶ月 基本時間 9:00～16:00 (土日祝日及びお盆休みを除く毎日)
訓練場所	パソコントレーニングセンター(有限会社 ビジネスソフト) 天童市泉町1-13-1 NSビル1階(裏面「地図」参照、無料駐車場有) TEL 023-654-6637
定員	定員 20名(最少催行人員 15名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをした方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料等の約18,000円、並びに検定受験料等は個人負担となります。
募集締切日	平成23年6月13日(月)
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。 手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	日 時:平成23年6月17日(金)午前10時から(時間厳守) ※ 開始10分前までに受付を済ませてください。 場 所:山形県立山形職業能力開発専門校(裏面地図参照) 内 容:訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物:筆記用具(鉛筆・ボールペン等)を持参ください。

【お問合せ先】



山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1
TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850
ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

OSはWindows XP、アプリケーションソフトはMicrosoft Office 2007を使用します。

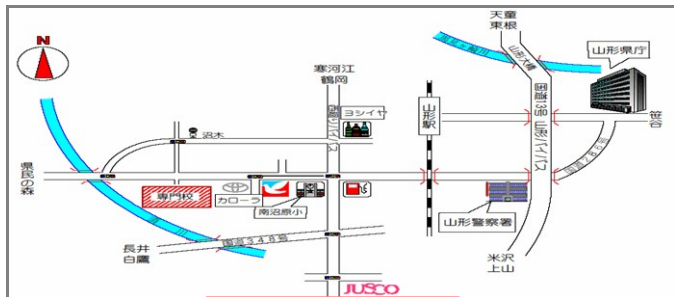
科目	訓練内容
文書作成・総合演習	文書作成ソフト(Word)の基本操作と、表やイラスト入り文書・ビジネス文書の作成などを習得します。
表計算基礎・応用・総合演習	表計算ソフト(Excel)の基本操作や、表・グラフの作成と編集、Excel関数処理などを習得します。
パソコン基礎知識	パソコン及び周辺機器の基礎的知識を学習します。
プレゼンテーション基礎	プレゼンテーションソフトPowerPointの基本操作、資料作成や活用技術を学習します。
データベース基礎・総合演習	データベースソフト(Access)の基本操作、基本的なデータベースの作成・活用等を学習します。
インターネット概論	ネットワーク管理やセキュリティ対策、個人情報保護についての基本理解など、インターネットの基礎について学習します。
就職支援	ビジネスマナーの基本の習得や、履歴書・職務経歴書の作成と添削指導、面接のロールプレイ、個別カウンセリングなどを行います。また、コミュニケーションの心得やコミュニケーション能力の開発・実践・問題解決手法を学習します。

【 説明会会場 】

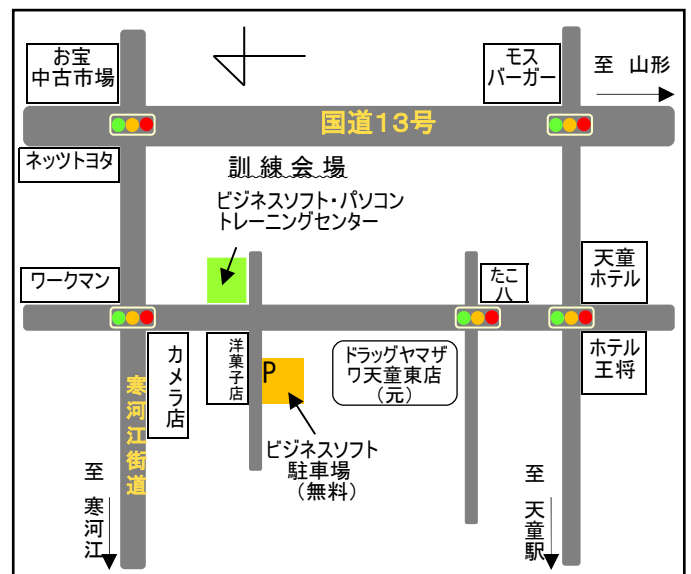
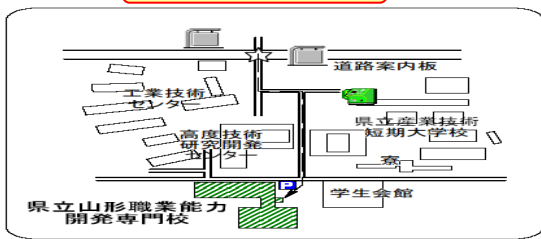
期日：6月17日(金)
 場所：山形県立山形職業能力開発専門学校
 山形市松栄2-2-1
 電話：023-644-9227
 時間：午前10時から
 ※無料駐車場あり

【 訓練会場 】

場所：パソコントレーニングセンター
 (有限会社 ビジネスソフト)
 住所：天童市泉町1-13-1
 NSビル1階
 電話：023-654-6637
 ※無料駐車場あり



専門学校詳細図



山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市西根字石川西340	0237-86-4221

- 雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
- 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の「受講推薦」により公共職業訓練を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練期間中の生活保障として、訓練・生活支援給付金が支給されます。

詳しくは、求職の申し込みをして
いる公共職業安定所にご相談
ください。